

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省30-6-3)

施策名	6-3 電力・ガス	担当部局名	資源エネルギー庁 長官官房総務課 電力・ガス事業部政策課 電力・ガス取引監視等委員会	政策評価実施予定時期	平成31年8月
施策の概要	平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえ、3E+Sの観点から現実的かつバランスの取れた需給構造の姿として平成27年7月に策定したエネルギーミックスの実現に向けて、原子力、火力、再エネ、ガス等の各分野で必要な施策を講じる。さらに、エネルギー市場の垣根を超えた改革を一体的に進め、革新的な技術の導入や異なるサービスの融合など、ダイナミックなイノベーションを生み出すとともに、エネルギー選択の自由度の拡大や料金の最大限の抑制を実現し、我が国の成長につなげる。			政策体系上の位置付け	6 エネルギー・環境
達成すべき目標	・エネルギーミックスの実現に向けた施策の実施 ・電力・ガス及び熱供給システム改革の断行		目標設定の考え方・根拠	-	
施策の予算額(執行額) (百万円)	28年度 173,891 (173,339)	29年度 178,988	30年度 176,488	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度					
										27年度	28年度		29年度	30年度
1 エネルギーミックスの実現に向けた施策の実施	-	-	LNG27%程度、石炭26%程度、再エネ22~24%程度、原子力22~20%程度、石油3%程度の電源構成(※1)	平成42年目途	-	-	-	-	-	-	-	-	-	エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)を受けて、長期エネルギー需給見通し(平成27年7月策定)で掲げた具象的な指標のため。 (※1)実績値の電源構成比率は旧一般電気事業者の発電電力量の比率であり、目標値のものは自家発自家消費量を見込んだ値となっているため、同様の基準ではない。 (※2)実績値の電源構成比率は発電事業者が届け出た電力量と、小売電気事業者及び一般送配電事業者が電気事業者以外の者から調達する電力量を集計したものの比率であり、目標値のものは自家発自家消費量を見込んだ値となっているため、同様の基準ではない。

2	電力・ガス及び熱供給システム改革の断行	-	-	電力、ガス、熱供給分野のシステム改革をスケジュール通り着実に推進する	平成34年目途	実績 <ul style="list-style-type: none"> 電気事業法の一部を改正する法律の成立(平成25年第185回臨時国会) 電気事業法等の一部を改正する法律の成立(平成26年第186回通常国会) 電力広域的運営推進機関の設立(平成27年4月) 電気事業法等の一部を改正する等の法律の成立(平成27年度第189回通常国会) 電力取引監視等委員会の設立(平成27年9月)(平成28年4月よりガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称) 平成28年4月に電力小売全面自由化を実施 平成28年4月に熱供給事業の自由化を実施 平成29年4月にガスの小売全面自由化を実施 	目標 【電力】 平成32年4月に送配電部門の法的分離 【ガス】 平成29年4月に小売全面自由化 平成34年4月に導管部門の法的分離	『日本再興戦略』において、第4次エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)に基づき、電力システム、ガスシステム、熱供給システムの改革を断行し、電力・ガス料金を最大限抑制することはもとより、上流から下流まで関連産業を含めた幅広い分野で異業種等の新規参入を促進し、新たな産業や雇用を創出することが定められているため。
---	---------------------	---	---	------------------------------------	---------	---	--	--

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度					
1 原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費	55 (44)	55	55	平成6年度	1	本補助金によるむつ小川原開発地区の総開発用地面積の増加を通じて電源地域の振興が促進され、一層の原子力発電施設等設置の円滑化を図ることができる。	-	
2 電力需給・系統関連調査委託費	180 (124)	180	167	平成16年度	1	本事業における成果を政策立案や審議会等でフィードバックすることで、電力の安定供給が確保されるエネルギー基本計画に定める3E+Sの観点からエネルギーミックスの達成をより一層推進することができると見込んでいる。	-	
3 原子力の利用状況等に関する調査委託費	208 (187)	200	200	平成21年度	1	本事業は、我が国及び諸外国における発電用原子炉等に関する動向調査を行うものであり、この取組を通じて今後の原子力政策の的確な立案を行い、エネルギーミックスの実現にする。	-	
4 低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発委託費	225 (219)	220	175	昭和62年度	1	エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、原子力はエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられているところ、当該発電の利用に伴い生じる放射性廃棄物の処分は将来世代に先送りしないよう現世代の責任としてその対策を進める必要がある。廃棄物の処分を円滑に実施するに当たって、基盤研究調査及び技術の着実な蓄積は、処分問題の解決の促進に寄与するものと見込んでいる。	-	
5 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発委託費	2,990 (2878)	4,270	3,760	平成10年度	1	エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、原子力はエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられているところ、当該発電の利用に伴い生じる放射性廃棄物の処分は将来世代に先送りしないよう現世代の責任としてその対策を進める必要がある。廃棄物の処分を円滑に実施するに当たって、基盤研究調査及び技術の着実な蓄積は、処分問題の解決の促進に寄与するものと見込んでいる。	-	
6 放射性廃棄物共通技術調査等委託費	290 (277)	279	229	平成12年度	1	エネルギー基本計画(平成26年閣議決定)において、原子力はエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられているところ、当該発電の利用に伴い生じる放射性廃棄物の処分は将来世代に先送りしないよう現世代の責任としてその対策を進める必要がある。廃棄物の処分を円滑に実施するに当たって、基盤研究調査及び技術の着実な蓄積は、処分問題の解決の促進に寄与するものと見込んでいる。	-	
7 海外におけるウラン探鉱支援事業費補助金	422 (391)	478	299	平成19年度	1	中長期的なエネルギーミックス(原子力発電比率20~22%)の実現にむけて、ウランの安定供給確保に取り組むことが必要。ウラン市場は国有企業や資源メジャーによる寡占化が進んでいる中で、ウランの全量を海外から輸入している我が国として、我が国企業による探鉱を促進し、我が国企業による開発を進める。	-	

8	国際原子力機関における知識管理プロジェクト関連拠出金	57	(57)	51	51	平成22年度	1	本事業によるIAEAとの協力強化を通じ、我が国の原子力政策の基盤を強化することにより、エネルギーミックスの実現に寄与する。	-
9	原子力の安全性向上に資する共通基盤整備のための技術開発委託費	3,122	(2680)	2,900	2,856	平成24年度	1	本事業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、シビアアクシデント対策を中心として事業者側と規制側の双方が活用しうる安全対策高度化に資する技術基盤の整備を国主体で実施するもの。事業の成果を通じて原子力産業界の技術力を維持、向上させることにより、既設の原子力発電所の安全性を向上させ、結果として、エネルギーミックスの実現に資することを目指す。	-
10	原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金	901	(825)	608	700	平成24年度	1	本事業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、原子力発電所の更なる安全対策高度化に資する技術開発を支援するもの。事業の成果を通じて原子力産業界の技術力を維持、向上させることにより、既設の原子力発電所の安全性を向上させ、結果として、エネルギーミックスの実現に資することを目指す。	-
11	高速炉の国際協力等に関する技術開発委託費	5,300	(5231)	5,200	5,100	平成25年度	1	本事業は、原子力発電の高度な安全性の確保や、廃棄物減容・有害度低減等に革新的な効果をもたらす高速炉システムの実証技術確立に向けた研究開発を国際協力を活用して実施するものであり、原子力技術の維持、向上に資するものであることから、結果として、エネルギーミックスの実現に資する。	-
12	原子力の安全性向上を担う人材の育成事業委託費	107	(91)	100	100	平成25年度	1	本事業は既設の原子力発電所等の安全確保のための人材を育成することを目的とするもの。この取組を通じて、既設の原子力発電所の安全性を向上させ、ひいては、エネルギーミックスの実現に資することを目指す。	-
13	放射性廃棄物の減容化に向けたガラス固化技術の基盤研究委託費	825	(809)	400	400	平成26年度	1	エネルギー基本計画において、廃棄物の減容化等の技術開発を国として推進することが示されている。本事業は、廃炉等に伴い発生する低レベル廃棄物に対応した減容性の高いガラス固化技術の開発を行うものである。また、これに伴い、高レベル廃液のガラス固化技術も向上することから、高レベル廃液のガラス固化体数の減少、処分場の面積縮減も期待できるものである。放射性廃棄物は、原子力利用に伴い確実に発生するものであり、その対策を進めることは、重要なベースロード電源である原子力発電の利用を進める上で重要である。	-
14	電源地域振興特別融資促進事業費補助金	24	(21)	17	14	平成2年度	1	本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。	-
15	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	8,000	(6465)	7,600	7,192	平成11年度	1	本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。	-
16	深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金	320	(320)	320	320	平成15年度	1	本事業を通じた学術研究、基盤研究調査、技術の着実な蓄積等は、各種取組に関する信頼性の向上に寄与するものと見込んでいる。	-
17	原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金	350	(344)	330	330	平成21年度	1	新規原発導入国に対し、原子力発電導入基盤整備協力を行うことにより、これらの国における安全な原子力発電導入、拡大に寄与し、ひいては、エネルギー基本計画において原子力発電を重要なベースロード電源と位置付ける我が国原子力発電施設等の運転の円滑化を図る。	-

※後日記入予定

18	電源立地地域対策交付金	86,286 (75885)	83,331	82,219	平成15年度	1	本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。	-
19	広報・調査等交付金	860 (743)	831	831	昭和49年度	1	エネルギーミックスの実現のため、原子力に関する国民や立地地域の理解促進を進める必要があることから、本事業を行うこととする。	-
20	交付金事務等交付金	37 (30)	37	35	昭和49年度	1	本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。	-
21	原子力発電施設等立地地域特別交付金	10,658 (9885)	9,808	6,595	平成11年度	1	本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。	-
22	原子力発電施設立地地域共生交付金	1,620 (1617)	2,821	1,827	平成18年度	1	本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。	-
23	核燃料サイクル交付金	495 (19)	1,477	1,154	平成18年度	1	本事業の着実な実施により、発電用施設の設置及び運転の円滑化が図られることで、ひいては、エネルギーミックスの実現にも寄与することが見込まれる。	-
24	国際原子力機関拠出金	214 (214)	224	215	平成18年度	1	本事業によるIAEAとの協力強化を通じ、我が国の原子力政策の基盤を強化することにより、エネルギーミックスの実現に寄与する。	-
25	経済協力開発機構原子力機関拠出金	59 (53)	108	107	平成18年度	1	原子力発電、核燃料サイクル、放射性廃棄物、原子力安全規制等、国際的に取り組むべき共通の課題について専門家会合で議論し、その成果を我が国の原子力政策に反映することは、2030年において原子力発電比率を20～22%程度にするというエネルギーミックスの実現に資する。 また、福島第一原発の廃止措置に向けた取り組みの中で発生するニーズを捉えた国際共同プロジェクトを実施することで、中長期ロードマップの円滑な履行に資する。	-
26	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業	5,594 (2557)	4,630	5,610	平成26年度	1	エネルギーミックスの実現のため、原発等を巡る状況がそれぞれ異なる中、きめ細やかに立地地域の支援を行うことが必要であることから、本事業を行っている。	-
27	原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報事業費	582 (505)	460	426	平成26年度	1	エネルギーミックスの実現のため、原子力に関する国民や立地地域の理解促進を進める必要があることから、本事業を行うこととする。	-
28	原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金	35,000 (35000)	47,000	47,000	平成26年度	1	本事業は、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月20日閣議決定)において、賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関して国と東京電力の役割分担が明確化されたことを踏まえて原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第68条に基づき交付される交付金であり、本交付金が中間貯蔵施設費用相当分に充当されることにより、もって福島復興の加速及び電力の安定供給の確保に資するものである。	-

29	福島特定原子力施設地域振興交付金	8,352 (8323)	8,448	8,400	平成27年度	-	「中間貯蔵施設等に係る対応について」(平成26年8月8日環境省、復興庁)を踏まえ、福島県に対して、福島第一原子力発電所の事故という特殊事情に鑑み、30年間にわたり継続して交付金を交付する。	-	
30	電力市場環境調査事業	-	69	60	平成29年度	2	本事業は、国内及び欧米を始めとする諸外国を対象として電気事業制度等の最新状況の調査・分析を行い、報告することから、当該調査の成果を審議会等に活用する回数を高めることは、電力システム改革の断行に向けた電気事業制度設計やエネルギーミックスを踏まえた電気事業制度の在り方の検討に資するものである。	-	
31	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	-	-	-	昭和32年度	-	資産が土地収用法等の規定によって収容等をされ、原則として、その収容等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、5000万円特別控除との選択で、圧縮記帳による課税の繰り延べができる。	-	-
32	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	-	-	-	昭和32年度	-	資産が土地収用法等の規定によって収容換地等をされた場合には、圧縮記帳による課税の繰り延べとの選択で、5000万円の特別控除ができる。	-	-
33	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う特例措置	-	-	-	平成24年度	-	再生可能エネルギー買取制度の下で、電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージの収入金について、買取制度の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、収入について、事業税(収入割)の課税対象外とする。	-	-
34	軽油引取税の課税免除の特例措置(電気供給業)	-	-	-	昭和32年度	-	電気供給業において軽油を下記の設備に使用する場合は、軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 ①汽力発電装置の助燃(軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る) ②ガスタービン発電装置の動力源の用途	-	-
35	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	-	-	-	昭和57年度	-	沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産(事務所及び宿舍の用に供するものを除く)に係る固定資産税の課税標準を2/3とする。	-	-
36	引取りに係る沖縄発電用特定石炭及び沖縄発電用特定液化天然ガスの免税	-	-	-	平成15年度	-	一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭等にかかる石油石炭税を免除する。	-	-
37	変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例	-	-	-	昭和27年度	-	一般電気事業者又は卸電気事業者により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者がその事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準について、変電所は当初5年間は3/5、次の5年間は3/4とし、送電施設は当初5年間は1/3、次の5年間は2/3とする。	-	-
38	電気供給業の法人事業税の算定にあたって、託送料金の支払い額に相当する額を収入金額から控除する特例	-	-	-	平成28年度	-	電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合、控除する。	-	-
39	原子力発電施設解体準備金	-	-	-	平成2年度	-	各事業年度において、特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。	-	-
40	ガス供給業の法人事業税の算定にあたって、託送料金の支払額に相当する額を収入金額から控除する特例	-	-	-	平成29年度	-	ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税の課税標準となる収入金額の算定にあたり、収入金額から託送料金相当を控除する。	-	-

<p>41 ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置</p>	-	-	-	昭和36年度	-	<p>都市ガスの安定供給、保安の確保という事業の公共性に鑑み、一般ガス導管事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を取得後10年間軽減する。</p>	-	-
<p>42 環境・エネルギー対策貸付 環境・エネルギー対策資金 (ガス事業法関連)</p>	-	-	-	昭和55年度	-	<p>ガス事業の近代化又は保安の確保のために必要な設備を設置するガス事業者に対する貸付を行う。</p>	-	-